

社会福祉法人五十鈴会 行動計画

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年3月1日 ～ 令和5年3月31日

2. 内容

【目標1】 計画期間内に、男性職員の育児休業取得率を7%以上にする。

(対策) 令和3年3月～

- ・男性も育児休業を取得できることを周知するためパンフレットを設置し、対象職員には個別に説明をする。
- ・男性職員が育児休業を取得する必要性を主任会議等で周知し、取得しやすい環境を整備する。

【目標2】 育児休業等の制度や、法人独自の制度の情報を提供し、周知する。

(対策) 令和3年3月～

- ・育児休業等の関連制度及び当法人の規程を職員に周知する。
- ・対象職員に個別面談・相談の時間を設け、育児休業取得後も働き続けることができる制度を説明し活用してもらう。
企業主導型保育事業による保育施設と協定し、利用することができるためポスターを掲示しこのことを周知する。
- ・法改正があった際は、速やかに規則・規程の見直しを行い、職員に周知する。

【目標3】 年次有給休暇が10日以上付与される職員の年次有給休暇取得日数を一人当たり年間6日以上とする。

(対策) 令和3年4月～

- ・各階の職員掲示板に有休取得予定・実績表を添付し、取得日数を明確にする。
- ・各階主任より取得日数が少ない職員には取得予定を聞き、取得に繋げる。
- ・職員掲示板にて、有給休暇取得促進の貼り紙を掲示する。